

金融庁及び東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）を公表

2026年7月21日、金融庁及び東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）を公表しました。

制度関連

金融庁

東京証券取引所



News

- 今回の改訂にあたっては、コード策定時のプリンシプルベースの精神に立ち返るためのいわば「**コードの実質化**」が主な目的とされており、**コードのプリンシプル化・スリム化**が図られています。
- 改訂版コードでは、取締役会の役割・責務として、**成長投資等に向けた取組の重要性**が明記されています。また、**独立社外取締役の実効性向上**に向けて重要となる事項が記載されるとともに、**取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化**を推進すべき旨も追記されています。
- さらに、改訂版コードの原則において、**有価証券報告書を株主総会前に提出することが株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として記載**されています。



Background

日本のコーポレートガバナンス改革は一定の進捗が見られる一方、形式的な対応にとどまることなく、**企業と投資家の双方の取組におけるコーポレートガバナンス改革の実質化が重要**であるとの指摘がなされています。

このような背景を踏まえ、**成長投資等の経営資源の適切な配分**をはじめとして、企業が中長期的な価値向上に向けた**本質的な取組に注力**できるよう後押しする観点から、今回の改訂版コードが公表されました。



Insight

コードの見直しにより、企業と投資家の自律的な意識改革に基づく**コーポレートガバナンス改革の実質化**や、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「**緊張感ある信頼関係**」に基づく対話の促進が期待されます。

上場会社は、遅くとも**2027年7月末日までに、改訂版コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出**する必要があります。

1. コーポレートガバナンス・コードとは？

コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」という）とは、**上場企業が、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図るための行動原則をまとめたものであり、2015年から適用されています。**

東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、**プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレイン**の手法（コードの規定にコンプライするか、しない場合のエクスプレインを上場会社に義務付け）が採用されています。

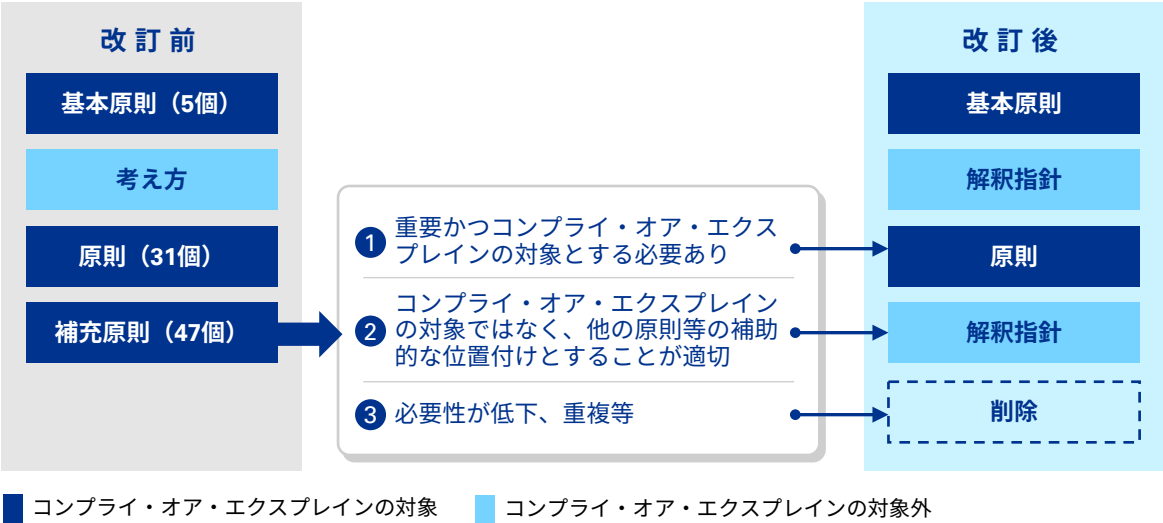
2. コード改訂の主な目的

コードは、企業におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった「守りのガバナンス」だけではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いています。会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果断な意思決定を促すことを通じて、企業の「**稼ぐ力**」の向上に向け、いわば「**攻めのガバナンス**」の実現を目指すものですが、今回の改訂版コードでは、**当該理念を改めて明確化し、形式的な対応にとどまりがちな実務運用を是正するための対応がなされています。**

具体的には、企業が短期的な株主還元に限るのではなく、自社の成長フェーズや経営環境を踏まえた成長投資、事業ポートフォリオの見直し等に主体的に取り組み、その結果として中長期的な企業価値の向上を実現するための成長投資等の取組みを行うことが期待されるとされています。また、それを後押しする観点から、「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」の対象となる原則を抽象度の高い概念的な内容に限定し、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「**解釈指針**」を新設するなど、**コードのプリンシプル化・スリム化が図られています。**

このように、コード策定時のプリンシプルベースの精神に立ち返るためのいわば「**コードの実質化**」が今回の改訂の主な目的であり、上場会社には、自社の置かれた状況に応じ、各原則の趣旨・精神に照らしてコンプライまたはエクスプレインを選択するとともに、このいずれを選択する場合であっても、自らの取組みについて丁寧に説明することが期待されます。

図表1：改訂版コードにおける再整理のイメージ



金融庁：「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（令和7年度第2回）議事次第
（https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260226.html）よりあずさ監査法人作成

3. 改訂版コードの主な内容

（1）成長投資の促進

改訂版コードにおいては、取締役会の役割・責務として、**成長投資等**に向けた**取組みの重要性**が以下のとおり明記されています。

原則	内容
原則4-1. 取締役会の役割・責務 I：企業戦略等の大きな方向付け	取締役会は、 会社の目指すところ（経営理念等）を確立し 、それに向けた成長の道筋を構築するなど、 戦略的な方向付け を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきである。 また、取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、 成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示す とともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、 成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等 に関し具体的に何を 実行するのか について説明を行うべきである。
原則4-2. 取締役会の役割・責務 II：適切なリスクテイクを支える環境整備	1. 取締役会は、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うべきである。 2. 取締役会は、自社の 経営資源の配分が、成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らし適切なものとなっているか について 不断に検証 を行うべきである。 3. また、経営陣の報酬については、中長期的な企業価値の向上につながるよう適切なインセンティブ付けを行うべきである。

経営資源の配分に関して具体的に何を実行するのかを説明するにあたっては、例えば、キャピタルアロケーションの開示により資本配分についての説明を行うことが考えられますが、ヒト・モノ・カネ等の**経営資源の配分**について、**原則の趣旨・精神及び自らの置かれた状況を踏まえた説明**がなされることが重要であると考えられます。

また、上記の原則4-2の解釈指針においては、**経営資源の適切な配分**に関し、**不断に検証を行うべき内容として、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているか**が例示されています。現預金を含めたこれらの資産を保有することは常に否定されるべきものではなく、会社が保有の必要性・合理性を説明できる限りにおいて、適正な水準の現預金等を保有することも経営資源の配分の一環として考えられることに留意が必要です。

（2）取締役会の機能強化

上場会社の取締役会は、株主から負託された信任に応える受託者として、企業戦略等の大きな方向性を示すとともに、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う責務を負い、特にCEOの選解任、利益相反等の局面における判断を含め、会社及び株主共同の利益のために行動する必要があります。

このような責務がより実効的に果たされるうえで、**取締役会の機能強化に向けた取組は引き続き重要**であることから、改訂版コードにおいては、**現行コードに記載のある取締役会の中核的な責務は原則に記載し、具体的な例示等の部分は「解釈指針」に移管するとともに、必要に応じて加筆が行われています。**

また、改訂版コードにおいては、取締役会における独立社外取締役が占める割合が増加し、独立社外取締役の主たる役割・責務である監督機能をより効果的に果たすための環境が整いつつあることも踏まえ、特に**独立社外取締役の実効性向上**に向け、独立社外取締役の果たすべき役割・責務（原則4-8）、質・量の確保（原則4-9及び4-10）、独立性確保（原則4-11）の重要性が強調されています。

さらに、議長や独立社外取締役を含めた**取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化**を推進すべき旨も、原則4-14（取締役会における審議の活性化等）の解釈指針において追記されています。

（3）有価証券報告書の定時株主総会前の開示

有価証券報告書には投資家の意思決定に有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれていることを踏まえ、改訂版コードの原則1-2（株主総会における権利行使）においては、**有価証券報告書を株主総会前に提出することが、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として記載されています。**

なお、有価証券報告書の総会前開示については、コードの附属文書である「投資家と企業のガイドライン（2021年6月11日改訂）」に、機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項の1つとして、「株主総会が株主との建設的な対話の場であることを意識し、例えば、有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実にに向けた取組みの検討を行っているか。」（4-1-3）が示されています。

原則	内容
原則1-2. 株主総会における 権利行使	上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを踏まえ、株主の視点に立って、 有価証券報告書を株主総会開催日前に提出 するなど株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供する、株主総会開催日や議決権行使に係る基準日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とするなど、 株主総会における権利行使に係る適切な環境整備 を行うべきである。

また、同原則の解釈指針において、**有価証券報告書は株主総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましく、選択肢として株主総会の開催時期の後ろ倒しも含めて検討**することが考えられる旨も補足されています。

なお、金融庁は、企業負担も考慮し、現行法制下で一般化している実務運用からすると株主総会開催日の3週間以上前の開示は必ずしも容易ではないとの認識の下、法務省とも連携しつつ、法制審議会において議論されている有価証券報告書と事業報告等の一本化・会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の一元化や、有価証券報告書の記載事項の整理といった制度的な検討も並行して進めるとの方針を示しています。

4. 改訂版コードの適用について

上場会社は、遅くとも**2027年7月末日までに、改訂版コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出**する必要があります。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public